

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇 財務省告示第三百三十四号	
初利発行 期率行 利価日 子格	振替単位	最低額面 金	発行額	用法の適 用等の規 定及び規 則の根拠	發行の根 拠及び規 則の適應	名稱及び記 述	基づき個人向 け國債、平成 三十一年九月 三十日より告 示する。	
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 、算 支 払 し	期 成 〇 ・ 十 〇 、 十 八 年 五 百 年 三 月 セ ン き 十 五 ト 百 五 円 日 に に 記 は る 金 額 は 記 録 に よ る 最 低 額 面 の と 金 簿	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 倍 の 金 額 は 記 録 に よ る 最 低 額 面 の と 金 簿	平 年 額 成 る の 記 替 整 載 法 の 規 定 倍 の 金 額 は 記 録 に よ る 最 低 額 面 の と 金 簿	一 十 萬 万 面 金 額 機 関 は 七 十 二 億 三 千 四 百 二	額 の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 規	社 債 、 振 替 機 関 は 日本 銀 行 と す る 。 そ の 規	特 別 會 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 號 ） 。	個 人 向 け 利 付 國 庫 債 本 券 （ 早 苗 固 定 ・ ）

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十二号において規定  
する期日について同じ。）

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \frac{0.05}{100} \\ \hline 2 \end{array}$$

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日  
から発行日までの日数

୩  
୮  
୮

(二) 平成二十九年三月十五日以

後の総額面金額十経過利子に相当する金額一利子に相当する金額

# 十七 中途換金の特例

る特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前との相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続



払元  
場利所  
金支

日本銀行